

哲学分野

多元的世界における寛容性についての研究

メンバー

芦名定道 (京都大学大学院文学研究科助教授・リーダー)

金 文吉 (釜山外国語大学校東洋語大学教授)

飯田剛史 (富山大学経済学部教授)

小原克博 (同志社大学神学部助教授)

今井尚生 (西南学院大学文学部助教授)

寺岡伸悟 (甲南女子大学人間科学部助教授)

佐藤哲彦 (熊本大学文学部助教授)

野中 亮 (大阪樟蔭女子大学人間科学部専任講師)

松浦雄介 (熊本大学文学部専任講師)

野村明宏 (京都大学大学院文学研究科COE研究員・研究会補佐員)

阿部利洋 (京都大学大学院文学研究科研修員)

坂部晶子 (京都大学大学院文学研究科研修員)

水野英莉 (京都大学大学院文学研究科研修員)

近藤 剛 (京都大学文学研究科博士後期課程)

岩城 聰 (京都大学文学研究科博士後期課程)

研究会の趣旨

現代世界におけるグローバル化の進展は、アメリカの政治軍事力を背景にして、アメリカ的価値観をスタンダードとする文化的運動を引き起こしている。そのなかで地域固有の「ローカル文化」と世界的規模をもつ「普遍文化」との表面上の相克は激化しているように見える。人種、民族、性、宗教といったカテゴリーが歴史的につくりあげてきた人間集団の実体化と相互対立が、21世紀の現代世界の一つの特質となっている。また国民国家の成立によって均質化されたはずの国民社会内部においても、その支配的規範から逸脱してみずからをマイノリティとして積極的

に差異化していく下位集団が続出している。

本研究は、こうした異なった価値意識や社会規範、行動規則などをもつカテゴリーに属する人々同士が、日常実践のなかでいかに、世界観を競合させながら折り合いをつけていくかという社会過程に注目する。そして寛容性をキーワードにして、異なったシステムとそれにもとづく実践が、現実社会のなかでいかにして再編成され社会秩序を生成していくかについて、実証的な研究を行っていく予定である。

具体的には、現代日本社会内部で逸脱者と見なされる人々に対するマジョリティの側の対応の仕方を調査して、社会の寛容性の度合いを実証的に分析する共同調査や、世界宗教としてのキリスト教が、欧米を中心とする近代化の文化要素として韓国やアフリカ社会に浸透して行く過程で、先行して定着していた諸要素とのあいだでどのような軋轢を生み、それがどのように再編成されていったのかについて解明しようとする共同調査などが計画されている。

本研究会は、現代世界を特徴づける多元性とグローバル化が、どのような問題を引き起こしつつあるかについて、「寛容性」という視点から、実地調査や文献調査に基づく実証的な研究を行うことを目指している。研究会のメンバーは、社会学研究分野とキリスト教思想研究分野から構成されているが、これまで行われた全体研究会を通して、以下の三つの研究領域が浮かび上がってきた。今後、本研究会は、三つの研究領域のそれぞれに関して進められる個人的あるいは共同の研究を基盤に、これらの全体を統合する研究プロジェクトとして進められる。

1. 宗教的多元性と宗教的寛容（信教の自由）をめぐる研究（キリスト教思想研究）

これには、西欧近代において成立した宗教的寛容論とそれに対応する社会システムとしての政教分離の形成過程を、歴史的思想史的に明確化する研究が含まれ、宗教的寛容論が教派的多元性を特徴とする近代市民社会においていかなる意味を持っていたのか、さらに宗教的寛容論が20世紀のエキュメニズムにおいていかに具体化されてきているか、といった問題が扱われる。こうした問題点を解明することによって、西欧近代に特有の「寛容性」理念の内実と問題性が明らかになることが期待され

る。また、この研究領域の研究を進めるために、キリスト教思想研究に関わるメンバーを中心に、研究会内部における共同研究が計画されている。

2. 現代社会の多様な局面における社会秩序の形成過程に関わる社会学的研究

多様な世界観や異なったシステムを内包する多元的世界は、人種、民族、性、宗教などをめぐり、様々な対立、抑圧、暴力が顕在化する危険を常にはらんでおり、これはこうした対立を超えていかなる寛容な社会秩序を形成するのかという問いを現代人に突きつけている。この場合に問題になるのは、すでにできあがった既存の寛容理念（例えば、西欧近代の寛容理念）をそこに当てはめることなく、むしろ社会の多様な局面・フィールドにおいて、形成され再編成されつつある社会秩序を捉えることである。本研究会では、「寛容性」というキーワードのもとで、競争するシステムやそれに基づく実践が社会秩序を再編し生成してゆくプロセスを実証的に把握することを目指している。これによって、現代の多元性とグローバル化の文脈でいかなる「寛容性」が目指しうるのか、あるいはそもそも「寛容性」という問題設定のどこに限界があるのかについて、一定の解明がなされることが期待できる。

3. キリスト教思想研究と社会学的研究とを媒介する研究

以上の二つの研究領域は、本研究のメンバー構成に即したものであるが、本研究会が一つの研究プロジェクトとして成立するには、こうした二つの研究領域の接点となり、両者を媒介する研究領域が設定されねばならない。本研究会では、アフリカや東アジアといった地域に関して、世界宗教としてのキリスト教が西欧近代の文化的な諸要素を伴いながら、いかに地域に浸透して行き、そこに軋轢を生みつつも、いかなるプロセスにおいて新たな宗教文化を再構築するかを、「寛容性」という観点から実証的に捉えることが試みられる。日韓における死者儀礼と宗教間対話についての研究、在日コリアンの宗教についての研究、アフリカにおけるキリスト教の浸透に伴う諸問題についての研究などは、先の二つの研究領域を有機的に結びつけ、本研究会を一つのプロジェクトとして成り立たせる上で重要な位置を占めている。

以上の研究領域は、それぞれに関わるメンバーの個人的あるいは共同の研究として進められることになるが、その成果は隔月の全体研究会で報告され、またニューズレターで公表され、最終的には研究プロジェクトの報告書としてまとめられる。

活動状況

第1回研究会

2002年12月12日（木）

宗教的多元性と死者儀礼の問題
日本と韓国におけるキリスト教の比較より

金文吉・芦名定道

【要旨】

死者儀礼をめぐる問題状況（芦名）

この研究発表で扱う問題は次の二つである。

近代のキリスト教思想の文脈で、「寛容」と言えば、まず、信教の自由（宗教的寛容）の問題が挙げられるが、宗教的多元性の状況下にある現代の日本社会において、この信教の自由はいかなる仕方で見出されているのであろうか。たとえば、葬儀や墓という問題との連関において、状況はどのように見えるのであろうか。

日韓における宗教状況の類似性（伝統的な宗教文化と伝来したキリスト教の福音主義的という特徴とにおける類似性）にも関わらず、現在の日韓のキリスト教には大きな相違が見られる（人口に対するキリスト教徒の比率はもちろん）。この相違は、死者儀礼などにおいて、どのように確認できるであろうか。

日本のキリスト教については、これらの問題に関して、次の点が指摘できる。

について。信教の自由は基本的人権として認められているものの、個人の信仰に基づく選択が葬儀や墓には必ずしも反映されていない。し

ばしば、死んだ個人の信仰よりも、「家の宗教」が優先される状況がある。これは、1970年代の教会墓地の必要性の意識の高まりにも反映している。

について。日本のキリスト教においては、教派間の相違はあるものの、記念会や供養は、一般にかなり簡略化される傾向にある。いわゆる死者儀礼は、たとえば永眠者記念礼拝という形で行われ、家単位の記念会はそれほど一般化していない。

韓国における死者儀礼（金）

韓国では、新羅時代から高麗時代にかけて、仏教と儒教の祭儀が混合して行なわれていたが、朝鮮前期には、儒教儀礼だけが行なわれるようになった。しかし、近代に入ってから、仏教が盛んになり、さらにキリスト教の受容や新興宗教の発生によって、儀礼には多様な変更が加えられた。儒教のもとで行なわれた韓国の正統な葬儀が、キリスト教において、どのように受容されたかについて、考えてみたい。

1 死亡と入棺

葬儀式には、死亡日から数えて、3日葬、5日葬、7日葬、9日葬、11日葬、13日葬、15日葬、17日葬があるが、普通は3日葬で葬礼が行われる。葬礼では、死者の長男、長女あるいは妻が喪主になる。喪主は葬礼の主人であり、多くの場合儒教式の葬礼が行なわれるが、死者が仏教信者やキリスト教信者である場合、それぞれの宗教の形式で葬儀が行なわれる。また死者がキリスト教や仏教などの信者でない場合も、喪主の意思により、たとえば、喪主が仏教徒であれば、寺の住職を招き、あるいはキリスト教徒であれば、教会の牧師を招いて、葬礼を行なうことがある。喪主が入棺式を他の宗教の儀礼で行うように決めた場合、全家族はそれに従うのが通例であり、家族の中にキリスト教徒（喪主でない）がいる場合でも、その人はたとえば儒教式の儀式に参加しなければならない。

死亡時から24時間以降に、入棺式を行う。儒教式の入棺は、死者の体を糸紐で結んで棺に入れる。キリスト教、仏教、カトリックの場合は、糸紐で結ばず、そのまま棺に入れる。カトリック式の入棺の場合（キリスト教も同じであるが）、全家族は入棺式に参加し、死者のために讃美歌を歌い、喪主が棺に入れられた死者の体に聖水をかけてふたをする。入棺後、キリスト教とカトリックの信者は、聖書を置いて、時間ごとに

讃美する。

2 位牌

位牌とは、死者が誰であるか喪問客に知らせるために書かれる死者の
人籍であるが、キリスト教葬儀の場合は、死者の肖像画を掲げるのが
原則である。しかし、核家族化の進行に伴って、正統的な風習を保持す
るのが困難になり、一般にも死者の肖像画を使用することが多くなっ
た。

3 墓地

朝鮮では、例外はあるが、朝鮮では古代よりほとんどが土葬であり、
宗教の相違を超えて受け入れられている。現在、政府は火葬を奨励して
いるが、国民の間では賛否が分かれている。火葬に対する反対は、父母
を尊敬とは死後墓を大事にすることであると儒教教理に基づいている。

4 供養

死者が墓地に葬られた後の儀式は宗教によって異なるが、儒教式が一
番複雑である。しかし、死者がキリスト教徒あるいはカトリック信者で
あれば、三年の儀式を省略し、一年で脱床（＝葬儀の儀式の完全な終了）
する。また、死者の子孫の中にキリスト教徒がいる場合、正統儒教式と
キリスト教式を融合させ、簡単に供養を行う家が多い。こうした中で、
韓国の正統儀礼は少なくなりつつある。

5 おわりに

火葬論争にも関連しているが、宗教的多元性の下にある韓国社会では、
キリスト教（カトリックを含めて）の儀礼が正統儒教の中に融合し、キ
リスト教の儀式として発展してきている。これは、キリスト教儀式の発
展と社会の変化とが相関していることを示している。

日韓キリスト教における死者儀礼の比較（芦名）

の議論を受け、日韓キリスト教の比較を行いたい（本格的研究のた
めの予備的考察）。

日韓キリスト教における伝統的な宗教文化への対応の仕方にはきわだ
った相違が見られる。日本では、伝統的な宗教文化への否定的関わりが
強い。葬儀や記念会の形態は日本的というよりもむしろ西欧的であり、
しかも簡素化の傾向が見られる。この姿勢は、年中行事や七五三などの

伝統的儀礼への対応にも見られ、日本キリスト教では、日本的民族性全般に対して、意識的に距離がとられている。これに対して、韓国では、伝統的な宗教文化（儒教的伝統）をキリスト教へ統合する傾向が顕著であり、民族的伝統とキリスト教的伝統との相互影響が見られる（民族的なキリスト教）。

以上からの次の二つの問題が浮かび上がってくる。この相違は、日韓における現在キリスト教の受容度の相違と関係しているであろうか。民族的な要素との結合度の相違は、文化内在化の度合いの相違と言えるか。こうした相違は、いかなる歴史的プロセスで形成されたのか。また、これは、伝統的な宗教文化に対するキリスト教側の寛容度の相違と、あるいは逆に、伝統的な宗教文化のキリスト教（あるいは宗教的マイノリティ）に対する寛容度の相違と、相関関係が確認できるだろうか。

こうした問題を考える上でのポイントの一つは、日韓における儒教伝統の相違である。日本における儒教は、政治哲学・道徳としての儒教であり、韓国の場合のような、宗教としての儒教という理解は希薄である。

キリスト教から見た日韓の宗教的寛容（芦名）

マイノリティとしてのキリスト教に対して、明治以降の日本社会は決して寛容ではなかった。第二次世界大戦後も、クリスマスやバレンタインデーなどキリスト教的習俗は広く受け入れられているかに見えるが、宗教儀礼の中心である葬儀や墓の問題になると、決して寛容とは言えない実態がある。近年、死や葬儀に関する日本人の意識も変化しつつあると言われるが、今問われているのは、この意識の変化は宗教的寛容にとっていかなる意味を持つのか、日本社会は、この死や葬儀についての意識の変化といかに向き合おうとしているのか、それに対して、キリスト教はいかに関与してゆくのか、という点であろう。

展望（芦名）

今後の研究の展望として、次の点が確認された。

1. 日韓比較を、文献資料のレベルだけでなく、実地調査に基づいて行うこと。とくに、日韓キリスト教における死者儀礼の比較は、詳細な聞き取り調査が必要である。

2. 日韓キリスト教を一つの歴史的連関において統一的に捉え、厳密な歴史研究から、思想形成の分析へと研究を展開すること。

*

第2回研究会

2003年1月30日（木）

ドラッグ使用をめぐる寛容性の社会的組織化：序説

佐藤 哲彦

【要旨】

今回の発表では、「ドラッグ使用をめぐる寛容性」について、特に「ドラッグ政策における寛容性」という観点から既存の研究を整理し、その記述の範囲内で考えられる寛容性の条件について考察した。今回の発表は「ドラッグ使用をめぐる寛容性の社会的組織化」というテーマ設定による研究全体の前半部をなすものである。

「寛容なドラッグ政策」という観点から考えられる第一の政策は、「ドラッグの合法化政策」である。この場合「合法化」とは、ドラッグ使用を合法化している政策、あるいはドラッグ使用の非犯罪化を法制化している政策と考えることができる。ここではオランダの大麻非犯罪化の法制化政策を例に取り上げた。そこでまずはじめに、オランダを中心に叙述しながら、19世紀以降のドラッグ貿易とドラッグ統制の国際的な流れ、さらには欧州におけるドラッグの伝統的な医療的使用法などについて言及したのち、特に1960年代から70年代にかけてのオランダの政策変化について概観した。それによれば、アメリカ合衆国を中心として作り上げられた国際的なドラッグ統制秩序の中であって、オランダにおいては歴史的にドラッグ関連政策を担ってきた司法省、厚生省、さらには新しく設置された文化省（以上、省名は略記）の三省が、ドラッグ使用者の増加と状況に対処するために、それぞれ独自のドラッグ政策を、さまざまな形で議論したこと、さらにそれらが省庁間の協議における妥協に結びつき、今日のオランダの政策の骨格が策定されたことなどが明

らかにされた。

次に「寛容なドラッグ政策」として考えられるものとして、「ドラッグの非犯罪化政策」を取り上げた。この場合「非犯罪化」とは、「合法化」と実質的にはそれほど代わりはないが、法制化ではなく、政策レベルでドラッグの分類を位置づけなおすことによって、所持や使用を犯罪とはしない政策のことである。ここでは2001年秋に行われた連合王国のカンナビス非犯罪化政策への転換を例に、それを簡単に概観した。それによれば、連合王国の場合、カンナビスの使用者の増加に伴い、各地の警察署などが財政的な側面からこれを実質的に非犯罪化しつつあったこと、さらには、マスメディアを中心としてドラッグの合法化をめぐる、さまざまな議論が行われていたことなどが明らかにされた。

さらに「寛容なドラッグ政策」として考えられる政策として、「ドラッグ裁判」を取り上げた。「ドラッグ裁判」とはアメリカ合衆国において近年発達しつつある、ドラッグ犯罪者に特化した裁判であり、禁錮などの代わりにリハビリテーションへの強制参加などによって継続的非使用を求める裁判である。ここではその裁判システムについての議論を簡単に述べ、そこでは通常の刑事裁判との比較においてコスト・ベネフィットが優れていることなどがその正当化の根拠として利用されていることが明らかにされた。

最後に「不寛容なドラッグ政策」として考えられる政策として、「ドラッグの犯罪化」を取り上げた。ここではアメリカ合衆国において、ドラッグ統制の成立が移民の統制という側面を持つということを取り上げ、さらに日本の覚せい剤取締法もまた、在日外国人の統制という側面を持つということを取り上げた。

以上のことから、「ドラッグ政策における寛容性」の条件として、政策決定過程において、ドラッグに関して多種多様な議論が可能であったという状況が示唆された。この場合多種多様な議論とは、状況の定義をめぐって、どのようなフレームを設定するか、ということにかかわっている。つまり、それぞれの協議の場において繰り出される論拠、それは多くの場合、科学的知識の形や統計的データの形、あるいは情緒的物語の形をとることもあるが、そういった論拠は、それらをリソースとして、協議において自らの定義する状況を正当化するために用いられる。それらのリソースを基に正当化を主張されるのは、それぞれの状況の定義で

あり、それがさまざまなドラッグの意味を見えるようにするのである。

「寛容な政策」決定の過程においては、そこで持ち出されるこのようなリソースが、多種多様であることに特徴がある。例えば、オランダの政策決定過程は、ポリシーの一貫性といった観点からすれば「ご都合主義」としてネガティブに評されるような状況であったものの、「寛容な政策」の成立という観点からすればむしろ、そのような状況の定義の混在あるいは競合こそが、「寛容な政策」決定に対して貢献するポジティブな状況にあったと考えられるのである。

しかしながら、ではどのようにして、そのような多種多様なリソースの使用可能性、選択可能性が保証されたのか。一方、「不寛容なドラッグ政策」決定過程においては、なぜそれが保証されなかったのか。それはドラッグをめぐる議論を、極めて具体的に、ディスコース分析などを用いて分析することで今後引き続き明らかにしていくことになるだろう。

*

第3回研究会

2003年4月26日（土）

在日コリアン文化の公共化 「祭り」を中心に

飯田 剛史

【要旨】

はじめに

日本の大衆文化（歌謡、映画、スポーツなど）において、多くの在日のスターが日本名を名乗って活躍して来たことは良く知られている。近年は、文学、芸術、学術などの領域でも優れた人々が輩出しており、そこでは民族出自を明らかにし本名を名乗ることが普通になって来た。

しかし「文化」は何か特別の才能によって生み出されるものとは限らない。むしろ「普通の」在日コリアンが日常生活と関わる領域においても多様な文化創造が行われているのである。私はこれまで在日の宗教・

祭りについて調査を続けてきたので、ここで在日の文化創造の事例として「祭り」をとりあげ、在日文化の顕在化、公共化の過程を示し、日本社会における文化的多元化、「寛容化」の問題を考えたい。

1. アプローチ

政治史の認識は不可欠の条件であるが、在日コリアンを歴史の受動的被害者として画一的にとらえる「政治主義アプローチ」は採らず、むしろ生活形成者、文化創造者としての生き方を明らかにしたい。

政治史および社会学的構造 - 機能的分析を前提にして、自己組織性論の視角から多様な生活、文化の形成、創造の過程を捕らえる。構造 - 機能分析は集団概要の把握に有効であるが、静態性という限界性を持っている。自己組織性論は、構造-機能論を補う観点として極めて有効であると考えられる。なぜなら今日の在日社会は、不完全、不均衡な構造条件のなかで、多様な人間的選択と社会的自己組織化の試みが実践されつつあるからである。一般の日本人にとって「慣習」的で「自明」な行為が、在日コリアンにおいては戸惑いと躊躇を伴う選択、決断として行われることが多い。構造的矛盾・不条理状況のなかでの意味解釈と自己決定の経験が、今日の在日のエネルギー文化創造につながるのではないか。

2. 在日社会の構造と変動 (1980年代以降)

政治領域	外国人登録法化の管理体制、「民団」・「総連」の対立体制 在日固有の共通政治目標設定しえず。 反差別運動(就職、入居、指紋押捺など)
経済領域	底辺あるいは闇市からの出発、就職差別(ホワイトカラーからの排除)による職業特化・自営業(焼肉、飲食、風俗、パチンコ、ハップサンダル、ケミカルシューズ、カバン、部品製造、土木建設など)、経済生活基盤の確立・一部富裕化
結合領域	公式組織よりネットワーク(同郷、親族、宗教など)に比重
文化領域	生活文化の同化・均質化の進行。戦後大衆文化と在日のスター達。民族文化運動の形成(言語、本名、農楽、宗教、祭り、など) 均質化とエスニックな自己主張との同時進行

これを社会システム論の枠組みで見ると、経済領域を別として、政治、結合、文化それぞれの領域で機能要件を十分に満たしていないことが指摘できる。すなわち経済領域では在日コリアンは今日一定の地歩を獲得し民族系金融機関や商工会への結合が見られるが、政治領域では「民団」、「総連」の影響力の限界から共通目標の設定・達成機能は不十分であり、結合領域では互いに閉鎖的な血縁・地縁の比重が大きく全体的な統合を欠き、文化領域でもアイデンティティおよび民族教育、宗教、祭りなどへの関心の多様性・拡散性が顕著である。

このように在日社会構造は、均衡・安定というより、分裂・矛盾の要因を基本的に抱えつつ、差別による民族境界とネットワーク関係によってかろうじて同一性を維持しているといってもよい。

このような状況のなかで80年代後半から90年代にかけて、つぎのような変動がみられる。そこには危機的要素も含まれる。

経 済	経済的地位の向上と危機
政 治	日本内の南北対立やや緩和、差別撤廃、人権獲得運動
社会統合	市民的連帯（少数性の壁）
文 化	大衆文化・スポーツに続き、文学、芸術、学問領域での在日の輩出。「在日文化」の顕在化、公共化「在日」文化創造

3．祭りの創造：80年代成立の三つの祭りと後続の祭

80年代に始まった在日の代表的な「祭り」として「生野民族文化祭」、「ワンコリア・フェスティバル」、「四天王寺ワッソ」をとりあげたい。これらの内容は全く異なるものであるにも関わらず共通の特質をもっている。すなわち少数の個人やグループの発意によって始められ、それぞれ独自のしかたで「民族」を象徴的に表現し、やがてヴォランティアによる大きな広がりを獲得し、今日も流動の過程にある点である。これらの「祭り」の共通テーマは「民族」である。「民族」はここではある宗教性、すなわち「聖」なる特性を付与された象徴的実在と考えることができる。

	生野民族文化祭	ワンコリア・フェスティバル	四天王寺ワッソ
開始年	1983年	1985年	1990年
参加者	生野区の在日コリアン	在日のプロ、セミプロの芸能関係者	在日実業家、日本文化人、政治・経済団体
場 所	生野区内、校庭	大阪城野外音楽堂	四天王寺、谷町筋
内 容	農楽パレード、民族舞踊、劇、遊戯	ジャズ・ブルース・舞踏、演劇・映画	朝鮮使節・渡来人のパレード、文化授受のセレモニー
メッセージ	在日若年世代への「民族文化」による連帯意識、アイデンティティ形成の呼びかけ	在日若者へのポピュラー文化による、「ハナ」(統一)の呼びかけ	日本人、在日に、歴史的な朝鮮文化の日本文化への寄与 大阪文化のアジア性 在日の経済力
共通性	非宗教性(世俗性) / 創造性・80年代に始まる / 在日人権運動の時期 / 在日経済力向上期 / 内容の創造性(非伝承性) / 「大阪の祭」として受容		

その他の祭り

- ・ウリマダン(福岡市:1990年3月から)
 - ・長田マダン(神戸市:1990年から)
 - ・芦屋マダン(芦屋市:1991年から、日本人、インド人、華僑、アメリカ人も参加)
 - ・東九条マダン(京都:1993年より。地域におけるマイノリティを含む住民の共生)
- など。

1)「生野民族文化祭」は、第1回が1983年大阪市生野区で公立学校の校庭を借りて、農楽や伝統遊戯などを中心に催される。ここではいくつかの「民族的伝統文化」が選り直され、再創造される。若い世代にとって「民族文化」はもはや生得的なものでも自明なものでもなく、自覚的に求め、選り、学ぶべきものとなっている。そしてこの自覚的選択と複数グループの参加によって、「祭り」のありかたは多様な創造的展開の可能性をもちうるのである。

この祭りの特質は、ホスト文化への対抗性が強く、参加資格は、韓国、朝鮮籍者に限られている。差別されてきた者の、カミングアウト、自己表現の意図がこめられているからである。この祭りは、全国の在日集住地域の若者たちに影響を与え、福岡、神戸、芦屋、京都などでも、それ

ぞれ特色をもつ「マダン」とよばれる祭りが行われるようになった。

生野民族文化祭は、2002年に20回を期して終了した。理由として「続けていくことの疲れ」「すでに意義を果たした」などが語られている。

2)「ワンコリア・フェスティバル」は、第1回が1985年に始まった。野外音楽堂でさまざまな分野の在日のミュージシャンや芸術家がパフォーマンスを繰り広げるもので、日本人も参加し、韓国、北朝鮮、中国延辺朝鮮族自治区、アメリカ合衆国からも参加団体がある。目的は、南北対立を越えた「ワンコリア」の意識を、祭りを通して形成しようとするものである。

3)「四天王寺ワッソ」は、1990年に第1回。古代朝鮮から多くの渡来人が高度の文化をもって来日したことを、約3,000人のパレードと四天王寺での聖徳太子による出迎えの儀式によって表現するものである。これは関西興銀（在日社会最大の金融機関）理事長の発意と、日本人歴史学者（上田正昭氏ら）の計画・考証によってプロデュースされた。しかし2001年度以降は、スポンサーである関西興銀の経営破綻により中止となったが、復活の努力が続けられている。

これらの「祭り」は、在日コリアンの新しい文化を、公共の場で表現し創造する運動であり、マスコミがしばしば取り上げ、大阪のユニークな祭りとして幅広く認知されるようになってきた。日本人と在日コリアン双方の意識を変革するはたらきをもつといえるだろう。

4. 「民族祭」の形成：自己組織化

民族音楽や舞踊は、サークルや教室あるいは民族系学校で教えられるようになり、その中からそれを専門的に習得するために韓国に留学し、日本に戻ってその教師になる人も現れた。そしてこの運動は次の発展段階に達する。すなわちこのようなさまざまな「民族文化」運動の成長の過程で、それらが一つの総合化された形態をもつに至るのである。

生野民族文化祭は、一定のリーダーシップのもとに、「民族文化」の個々の要素を統合し、さまざまなグループを連結することによって構成されている。その意味で、これは民族文化運動のより高次の段階を画するものであった。

民族文化祭は、種々の民族文化運動を新たに総合ないし編集する試み

であり、それは目的と動員しうる文化要素により多様な形をとることができる。それは「差異化の運動が協力しあって、既存の意味（差異）体系に割り込み、みずからの居場所を確保するような自己組織化の運動」[今田 一九九四：一七頁]にほかならないといえる。生野民族文化祭では、「発明された伝統民族文化」の諸要素が採用されている。

その目的は、在日コリアンの間に民族的アイデンティティと南北対立を越えた共通の民族的連帯意識を創り出すことである。そこには日本文化ないし日本人への対抗性の要因が含まれている。日本人は見物はできても、出演することはできない。この対抗性を通して、民族としての共同性がアピールされる。

しかし、京都で行われる「東九条マダン」は、日本人ないし日本文化への対抗性よりもそれとの共生や被差別者を含むさまざまな地域住民の連帯というテーマが掲げられており、日本人も企画・運営・出演者として参加している。ここでの主テーマは「民族」よりもむしろ「共生」にある。生野民族文化祭の影響は大きいですが、その発展形態は多様な方向をとりうることを示している。

ワンコリア・フェスティバルでは、現代日本のさまざまな文化ジャンルにおけるプロないしセミプロの出演者のパフォーマンスを中心に、在日コリアンによる「伝統民族文化」、本国や在中国（延辺朝鮮族自治区）のコリアンの芸能文化を集めることに主眼が置かれている。その目的は、生野民族文化祭との共通点である南北の民族的連帯に加えて、全世界の汎コリアン的な連帯をも志向するものである。ここではコリアンと日本人の仲間も加えたジャンルを問わない（「民族文化」にこだわらない）文化的創造性を主眼に置いているので、日本文化との対抗性の要因は相対的に稀薄である。

四天王寺ワッツでは、古代朝鮮からの渡来人の文化が日本文化のルーツであることを大部分が日本人である大阪住民にアピールしようとする。目的は、在日コリアンの社会的地位の向上、日本人とコリアンとの親和意識の形成および大阪の新たなオリエンテーションの提示である。ここでも日本との対抗性よりも「理解」「共生」のモチーフが重視されている。

実行委員長鄭甲寿氏は、在日学生運動に加わっていたがその政治主義に疑問を感じていたところ、生野民族文化祭の発足に参加し、「祭り」

を通した「ワンコリア」運動の有効性に気がついた。ジャンルを広げ、南北、国籍を問わず多くの若者の参加を求めたい、という。町工場を経営していた家族の支援により「祭り専従」として活動している。2002年には大阪市も協賛団体に加わった。

5. 「民族祭」の象徴性と文化機能

これらの「祭り」は何らかの意味で「民族」を主題化している。そして「民族」は象徴として表現されることを通してのみ実在化する。すなわち、それは「象徴的実在」である。「民族」という社会的カテゴリーは、没主観的に経験的事実として存在するのではなく、象徴作用を通して、主体的に構成され意味づけられてはじめて人々の中に実在化するものである。

これらの「祭り」において象徴としての「民族」は、聖性と曖昧性を帯びている。

これら三つの「祭り」は、特定の宗教の枠内にあるものではない。これら「祭り」の中の「聖なるもの」は、宗教の領域を越えて、「民族」を直接に聖化する機能をはたしている。

「祭り」において聖化された「民族」の共通体験は、その場に一つの連帯感をももたせ出す。そして「祭り」に毎年参加するメンバーの間には、確かに持続的なネットワーキングという形での連帯が形成されてきた。またこれに刺激を受けて、別な地域であるいは別なグループで民族文化活動が展開される場合にも、ネットワーキングの拡大をみることができるといえる。

しかし、それがただちに参加者と観衆全員を結び確固とした社会連帯につながるわけではない。多くの観衆にとってはこの連帯感をつかの間のもので、「祭り」が終われば霧のように消えてしまう。それは「祭り」のリアリティを支える、組織化された集団あるいは地域集団が存在しないからである。

「祭り」がただちに在日コリアンの広範囲な社会連帯につながりにくいもう一つの理由は、そこでの「民族」象徴が曖昧なものにとどまっていることである。それはまず、これらの「祭り」において「民族」象徴そのものの表現形式が不定形で、宗教の場合のように、「聖なるもの」の象徴が、神像や仏像その他の図像のような共通に認識された形式で確

定されていないことである。「在日」の場合、現在、自らの存在および「祖国」について共通に合意しうる呼称も旗印ももち得ないことがその大きな制約となっている。さらに「民族」が聖なる象徴であるという命題は、当事者たちによってそう表明されているのではなく、標語や呼びかけ、趣旨説明文の中で「民族」という言葉がキーワードないし主テーマとして用いられていることから、筆者が観察者の視点から、そのコンセプトを「聖なる象徴」と解釈したものである。また「民族」象徴の指示対象のイメージもごく曖昧である。「南北在日の連帯」あるいは「世界のワン・コリア」といっても、具体的な政治的プログラムに基づいているわけではない。それらは漠然とイメージされるユートピアでしかない。現在の政治状況では、具体的な「統一」案はただちに対立と反目を生み出す原因にしかならないので、逆に「ワン・コリア」「統一」が漠然としたユートピアにとどまるがゆえに、多くの人の参加が可能になっているともいえるのである。

したがって、政治次元で今のところ、これらの「祭り」が、南北在日の統一という政治機能をもつとはいえない。

在日社会における文化機能に関してここでいえることは、生野民族文化祭の場合、一定の範囲で新たな民族意識を生み出していることである。

参加メンバーだけではなくより多くの観衆が、「祭り」を通して、民族イメージ、民族的自己意識がネガティブなものからポジティブなものに転換する経験をもった。極彩色で力強いリズムをもつ新しい「民族文化」を経験することによって、貧困や屈辱と結びついていた自民族のイメージを逆転させることができたのである。これらの祭りの経験を通して、多くの在日の若者が、共通の「民族」体験をもち、新たな民族的自己意識をもつようになったといえるだろう。

6. 「在日文化」の日本社会での顕在化、公共化

在日コリアンの祭りは、文化次元では、「在日文化」の日本社会での顕在化、公共化という大きな機能を果たしているといえる。

これまで在日の宗教文化は、主として儒教式祖先祭祀や巫俗儀礼などのように私的で内輪の場で行われるものに限られてきたので、一般の日本人の目にはほとんどふれなかった。

しかし、民族祭が創り出され、そこに民族名のアーティストたちが登場し、それがマスコミで報道されることによって、「在日文化」の日本社会でのありかたに一つの確かな変化が起こってきたといえる。このことは近年、一般のマス・メディアにおいても民族名を名乗るミュージシャン、俳優、作家、研究者などの活躍が注目されるようになってきたこととも連動している。

これらの祭りは、テレビのニュースではほぼ定例的取り上げられ、またいくつかの特集番組で紹介されるようになった。テレビなどマスコミを通して、これらの人々の活動は、今日の日本文化の中のユニークで魅力ある領域として広く承認され、さらに最もエネルギーで創造的なセクションとさえ評価されてきているのである。

「祭り」は、このような文化創造の機能を通して、日本社会への在日の積極的参加と社会的地位向上に一定の役割を果たしているということができよう。

このような「祭り」が現れた背景として、80年代における在日の様々な反差別人権運動の展開が挙げられる。

80年代以降のマイノリティ側からの様々な運動は、日本人の市民運動グループによっても支援され、指紋押捺撤廃運動は、マスコミの支持するところともなった。

「在日コリアン」のみならず、諸外国からの「ニューカマー」が増え、今日の日本社会の課題として「文化的多元化」、「共生社会」が語られるようになってきた。上の祭りには、日本の行政、教育団体なども協賛、後援に名を連ねるようになってきた。このように「在日文化」は、現代日本の多元的文化展開の一領域として「公共化」して来ているといえよう。これは、日本社会の少数者への文化的「寛容性」の拡大ということもできるかもしれない。

しかし一方で同時に、日本人の自民族中心的・排外的傾向も強まってきている。

今後は、この相反する二つの動きが、交錯しつつ展開していくことが予想される。

【参考文献】

飯田剛史 2002 『在日コリアンの宗教と祭り 民族と宗教の社会学』、世界

思想社。

今田高俊 1986『自己組織性 社会理論の復活』、創文社。

上田正昭 1997「四天王寺ワッソと難波の再生」、同『東アジアと海上の道
古代史の視座』、明石書店。

小川伸彦 2003「民族まつりへのアプローチ 京都・東九条マダダン研究序説」、
『在日コリアンのネットワークと宗教文化』(科研費報告書、近刊)。

【後記】報告後の質疑で次の点が検討された。

1. 「公共化」と行政の関わり
2. 「公共化」と在日の文化的均質化
3. 宗教的・政治的「寛容」と文化的「寛容」
4. メディアとしての「祭り」とマスコミの役割
5. 方法論 - 構造・機能分析と自己組織性

*

第4回研究会

2003年6月28日(土)

《報告1》

多元主義における「寛容」概念の明確化の試み
村上陽一郎における機能的概念としての「寛容」

今井 尚生

【要旨】

1. 「寛容」概念の問題点

「寛容」という概念は、社会における規範からの逸脱に対する態度・行為を特徴付ける述語として用いられるものと理解される。逸脱に対する規制が強ければ不寛容、弱ければ寛容とされる。これが、寛容を一つの徳として捉える仕方であると考えられる。しかし、このような寛容の規定には一つの問題がある。というのは、「寛容」が一つの徳であるとするれば、寛容であることが善しとされるが、果たして全ての価値を受容することが社会において許されるものか、もしそうであるとするならば

社会秩序は維持されるかという問題が生ずるからである。例えば、常識的に考えれば、個人の宗教的信条に関しては自由を認める、寛容であることが善いと考えられるが、麻薬を常用することに対しては寛容であることが必ずしも善いとは言えないであろう。このように、もし寛容であることが常に善いということでないとするれば、「寛容」概念は価値観の衝突という場面における問題の解決に対して、何らの指針をも与えないことになる。即ち、「寛容」概念は、両者の価値判断の違いを調停する役割を果たし得ないことになる。

村上陽一郎はこの問題を、異文化理解の事柄として考えている。文化人類学の理解によれば、ある行為に関する価値判断や意味を理解するには、その行為の行われた文脈、この行為が位置づけられているところの文化の中においてこそ、この行為に関する正しい価値判断や意味づけが理解される。このことを無視して、異文化において行われた行為を、自らの文化の中に引き寄せてその意味を解釈し、その価値を判断することは慎まなければならない。このことは異文化を理解する際に我々が注意すべき重要な点として、文化人類学の教えるところである。

しかし、この考えを厳密に推し進めるとどうなるのか。もし我々が異文化における行為を理解しようとするなら、その文化の価値体系などを完全に習得しなければならない。勿論そのことが異文化理解の最終的な目標であるのかもしれないが、もし異文化の価値体系を完全に習得した後、その行為を習得した枠に位置づけて理解し判断するとすれば、それはもはや異文化の理解ではなくなってしまふ。それはあくまでも、自らの文化におけるある行為の理解にほかならない。とすれば、異文化理解はどのように成立するのか、異なる文化における異なる価値観の相互理解はどのようにして可能となるのか。互いに矛盾する価値相互の調停の場はどこに開けるのであろうか。

2. 機能的概念としての「寛容」

では、互いに異なる価値観の対立の場面において、「寛容」ということがある役割を果たすとしたら、それはどのような場合であらうか。この問いに対して、村上陽一郎は、「寛容」をある価値体系における道德的価値の一つと考えるのではなく、人間のもつ機能的概念として規定する。

即ち、二つの価値体系の間を相互に往来することのできる機能を人間に認めるということである。人間はあくまである価値体系に帰属するローカル者でありながら、緩やかに他の価値体系に動くことができる機能を有しているということである。換言すれば、それは人間が、複数のペルソナ間を往来する中で、他者を理解し価値判断を下すというダイナミズムの機能を有するということであって、このようなダイナミズムを静的に把握した場合、それを「寛容」ということができると、村上陽一郎は考える。したがってそれは、ある価値体系における道徳的な一つの価値ではなく、機能的な概念として規定されているのである。

3. 普遍主義と多元主義

村上陽一郎は、多元主義の成立の事情を次のように理解する。ある一つの文化(価値体系)が、自らの価値を他の文化にも普遍的に適用しようとした場合、潜在的に存在していた価値の違いが明確になり、普遍化に対する反発として多元主義が主張される。即ち、普遍化されるべき価値に対抗する別の価値の存在が主張される。したがって、多元主義は普遍主義の対抗として、個々の文化の等価性を主張するものとして生じてくる。ここに、普遍主義と多元主義との対立が生まれる。しかし、互いに相容れない主張である、普遍主義と多元主義は調停不能となる。というのは、一つの価値体系(それが既に存在しているか否かは別として)が普遍的なものとして存在するという主張と、個々の価値体系が等価であるという主張は矛盾するからである。

そこで村上陽一郎は、このような普遍主義と多元主義との葛藤の場面において、言わばそのメタレベルとして、相対主義を規定し、そこに「寛容」を位置づけようとしているのである。勿論、彼の規定する「寛容」概念が複数の価値体系を緩やかに動くことのできる機能的な概念である以上、「寛容」ということは、それら諸価値相互の判断を下す際の、判断基準になる訳ではない。即ち、「寛容」は問題解決の唯一の道を示すものではなく、問題処理の手続きに関わる概念なのである。「寛容」の示す方法論的処方箋は、絶対的な「唯一解を求めない」ことであり、「より摩擦の少ない解を求める」ということである。

4. まとめと問題

以上のことを元にとすると、互いに異なる価値体系を有するもの同士が、ともに生きるために新たな価値を創造してゆこうとする営みを機能的に支えているのが、「寛容」と規定できるのではないだろうか。

村上陽一郎は、機能的概念として「寛容」を規定したが、現実問題としてはコミュニケーションが成立し、問題処理が比較的上首尾に行く場合と、そうでない場合とがある。それ故、「寛容」が異なる価値体系間の問題処理を機能的に保証する概念であるとしても、そこには尚、コミュニケーションや他者理解に関する、「能力」や「技術」の差があると考えられないだろうか。もしそうであるとするならば、そのような能力や技術の多少によって、寛容さの度合いを測る見方へと繋がるようにも思える。その場合は、「寛容」は徳の一つであるのか否か、という問題を改めて問わねばならないかもしれない。

【参考文献】

村上陽一郎 1994 『文明のなかの科学』、青土社。

*

《報告2》

宗教的寛容の源流と流露

宗教的寛容の神学的基礎付け・哲学的概念化・合法的制度化

近藤 剛

【要旨】

本研究報告は、ヨーロッパ近代における「宗教的寛容」概念の形成過程に関する思想史的考察を目的としている。発表者は「宗教的寛容」概念の形成過程を水の流りに譬え、歴史の潮流を顧みながら、その源流を「信仰に由来する寛容」に、その流露を「信教の自由」に求める。こうした歴史的な流覧の後に、現代における宗教的寛容の流失の危機を指摘する。

序論 錯綜する「寛容」概念

昨今の世情に鑑みると、自由は放縦へと転落しつつあり、オポチュニスティックな「寛容」の乱用は、道徳的秩序を破壊しかねない無規範的かつ無批判的な無関心を助長させているように思われる。そこで、我々は「寛容」の有効範囲(対象)を設定し、その正当化を試みるため、スーザン・メンダスの議論を参照する。メンダスの理解によれば、自由主義的な寛容論では、合理的な選択主体としての個人が重視され、自律の価値に基づく目的論的な寛容が擁護される。しかし、個人の自己決定は「自分の置かれた状況の中での選択」であり、社会との関係性を無視しては成立し得ない。従って、正当な寛容論は自律の価値を尊重しつつ、社会における適正性を視野に入れて展開されねばならない(Mendus, Susan: *Toleration and the Limits of Liberalism*, Macmillan Press 1989 (谷本光男・北尾宏之・平石隆敏共訳『寛容と自由主義の限界』、ナカニシヤ出版 1997年)を参照)。このような問題意識が、以下の議論の前提となる。

1. 宗教的寛容の射程

宗教的寛容の意味内容は時代や社会の変化によって影響されやすく、そのために様々な角度からの分析が可能であり、また必要でもある。しかし、宗教的寛容がとりわけ焦眉的となったのは近代ヨーロッパのキリスト教世界においてであり、具体的に言えば、それはルターの宗教改革以後に生じた教派的多元性との問題連関において扱われるべきテーマである。従って、本報告では、宗教的寛容の概念形成を 宗教改革、革命戦争、啓蒙主義、世俗化といった歴史的展開の流れにおいて考察することにした。

2. 宗教的寛容の源流

ルターの宗教改革(1517年)以降、キリスト教の内部には教派的多元性が発生し、相互間の排他的拒絶は政治的抗争と結びつくことによって、欧州全域に広がる数多の宗教戦争を誘発した(例えば、ドイツ農民戦争、ユグノー戦争、三十年戦争など)。さらに、教義的に異なる解釈を持つ者に対して異端審問が行われ、拳句の果てに処刑してしまうという宗教裁判も際限なく続けられた(例えば、ミュンツァー、マンツ、セルヴェ

トウスの処刑)。神の愛や隣人愛を標榜するキリスト教と、現実には宗教的迫害を行うキリスト教との間にある恐るべき矛盾は、キリスト教信仰そのものに自省を強いた。この結果、宗教的寛容が深刻な意味で問題化されるに至ったと言えよう。例えば、セバスチャン・カステリョの『異端は迫害さるべきか』(1554年)では、終末(キリストの再臨と最後の審判)を待ち望む「中間時」に生きるキリスト者全ての暫定性(自己相対化)が強調され、自己絶対化によって異端を断罪する傲慢さが戒められた(出村彰・丸山忠孝・飯島啓二共訳『宗教改革著作集10 カルヴァンとその周辺』)、教文館 1993年を参照)。一先ず、我々は宗教的寛容をキリスト教信仰に由来するものとして理解することができるだろう。

3. 宗教的寛容の流露

信仰に由来する宗教的寛容は、次に自由論との関連で哲学的に概念化され(ミルトン、ロック)、さらに「信教の自由」として合法的に制度化される。このプロセスを明瞭に示しているのが、ジョン・ロックの『宗教的寛容に関する書簡』(1689年)であろう。宗教問題を政争の具とした相次ぐ革命戦争に疲弊したイギリスにおいて、ロックは政教分離と信仰の個人化(内面化)を強調し、理性の命令として宗教的寛容を擁護し、専ら為政者に対して宗教的理由による迫害の不合理性を訴えた。ここには、経済的繁栄を担うピューリタンの中産階級を保護し、国益の確保を中心に考えようとする政策的な意図が見え隠れしている。ロック以降、宗教的寛容は「信教の自由」に結実し、さらに「良心の自由」へと展開され、自然権思想に基づく平等の要求と相俟って、連鎖的に思想、学問、言論、出版の自由にまで拡張され、近代民主主義へのメルクマールとなった。その過程を具体的に把握するためには、『宗教的寛容に関する書簡』のポブル英訳からトマス・ジェファソンの法思想への発展を辿ることが望ましい(種谷春洋『近代寛容思想と信教自由の成立 ロック寛容論とその影響に関する研究』(基礎法学叢書7)、成文堂 1986年を参照)。

4. 宗教的寛容の流失

しかしフランス革命以後、宗教的寛容は変質する。ヴォルテールに代

表される啓蒙主義の寛容は、宗教性そのものを合理化してしまった。その結果、世俗主義が蔓延し、寛容は価値相対主義の温床と化し、ニヒリズムが到来した。21世紀の今日、その反動としての宗教的ファンダメンタリズムが猖獗を極め、それに対する誤った対応が憎悪の連鎖をさらに広げ、世界秩序を崩壊に追い込んでいる。

こうした世界状況の中、再び宗教的寛容の意義が見直され、特に宗教間対話を志向し推進するものとして重視されている(クリストフ・シュヴェーベルが語る「寛容から対話へ、対話から協調へ」という方向性)。しかし、共通基盤を何ら持たない宗教的多元性の現状では、対話そのものがキリスト教の宣教論的戦略ではないかと批判される始末である。さらに、「宗教的狂信主義」(アーサー・シュレシンジャー)の脅威を前にして、宗教的寛容は虚しく響いてしまう。

結論 正当な宗教的寛容の涵養

宗教の本質は絶対的であり、寛容の本質は相対的である。従って、「宗教的寛容」とは、矛盾した概念の合成語である。しかし、この矛盾が、宗教的寛容の展開可能性でもある。つまり、宗教の絶対性(宗教的イデオロギー)を留保しながら、それにもかかわらず自己を批判的に開くことができるというロジック、換言すれば、自己の真理要求が排されることなく、それでいて他者に対しても寛容になり得る在り方が模索されていかねばならないということである。

社会における寛容の過剰は放縦を招き、寛容の不足は抑圧を招く。寛容の態度は、歴史的良心に由来する慣習的規律、即ち習律に基づかなければならないし、かつ自律的な自由によって涵養されねばならない。同様に、宗教的寛容は、歴史的経験則と論理的合理性が合流するところに、その成立基盤を見出すべきであり、両者の平衡を追い求めていく中で得られるものであろう。世界が正当な宗教的寛容を涵養し、以下の如き標語を共有できる日が到来することを願いつつ……………「不可欠なものにおいては統一、不可欠でないものにおいては多様、全体においては愛」(ゲオルグ・カリクストゥス)。

【宗教的寛容に関する基本文献】

(1) Broer, Ingo / Schlüter, Richard (hrsg.): *Christentum und Toleranz*,

Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1996.

(2) Heyd, David (ed.): *Toleration, An Elusive Virtue*, Princeton 1996.

(3) Schwöbel, Christoph / von Tippelskirch, Dorothee (hrsg.): *Die religiösen Wurzeln der Toleranz*, Verlag Herder: Freiburg 2002.

(4) 竹内整一・月本昭男編『宗教と寛容 異宗教・異文化間の対話に向けて』
(宝積比較宗教・文化叢書1) 大明堂 1993年。

調査報告 1

東北地方資料収集について

金 文吉

去る2003年2月中旬に、私はCOE研究プロジェクト「多元的世界における寛容性についての研究」の資料収集のために北陸から東北にかけての各地を訪問した。私が収集した資料は朝鮮系社会における家庭儀礼、特に死者の葬儀、墓地に関するものである。すなわち、福井県、富山県、長野県、宮城県などの韓国民留民団を訪問し『朝鮮家庭儀礼便覧』、『喪礼諺解』など、貴重な多くの資料を手に入れることができた。

また思った以上に、在日韓国人社会では古い美風様式の風習が守られていることを知った。たとえば、秋田県に行ったとき、ある家庭の葬儀に参列したが、死者の発生を知らせるために死者の衣服(上衣)を屋根の上にかけるという現在の韓国でも見ることができない韓国の古い風習を見ることができた。さらに、日本の檀那寺制度(檀家)においては死者を必ず檀那寺に葬るということも見学したが、キリスト教信者の場合にも檀那寺制度が深く関わっており、「宗教的寛容」という観点から興味深く感じられた。

今回このように研究資料の収集を行うことができたことを厚く感謝申し上げます。

調査報告 2

米国南カリフォルニア地域におけるフィールドワーク

水野 英莉

去る2003年2月1日から28日まで、21世紀COEプログラム「多元的世界における寛容性についての研究」研究会において、私の研究テーマである「観光とスポーツをめぐる地域文化の寛容性と排他性」を調査するため、アメリカ合衆国南カリフォルニア地域を訪問しました。カリフォルニア州のマリブ、サンディエゴ、オーシャンサイド、ハンティントンなどのサーファーコミュニティを訪れ、観光とスポーツを媒介として集まるさまざまな人々のコミュニティがどのように形成されているのか、そしてまた人々の相互関係はどのように展開しているのかという点に注目し、参与観察とインタビューを行ないました。

話を聞くことができた現地のローカルサーファーには、ごく一般的なサーファー以外に、サーフィン用具を販売するショップオーナー、ボードシェイパー、サーフィン雑誌のライターらも含まれており、サーフィン経済・文化の世界的発信地である南カリフォルニアのサーファーたちのライフスタイルに触れることができました。そしてまた、日本から移住あるいは長期滞在で訪れている日本人サーファー数人と行動をともにすることで、スポーツを目的とした観光旅行のあらゆる側面について詳細に知る機会がありました。そのほか、2つのサーフィン博物館を訪れ、またカリフォルニア大学サンディエゴ校社会学教授のマイケル・デビッドソン博士から、調査手法、訪問場所、検索資料などについて多くの助言をいただきました。

最も印象に残った点は、サーファー文化のグローバル化の予測を上回る進展で、アメリカ合衆国と日本のサーファーコミュニティには多くの共通点があったことです。コミュニティ内の人々のビジターに対する寛容性および排他性の表現は驚くほど似通っており、国ごとの比較よりもむしろ、人種、階層、性などを指標として世界資本主義化の視点から包括的に捉える必要性を改めて感じました。

今回の滞在では多くの資料を得ることができ、さらなる調査の足が

りをつけることができました。このような機会を与えられた事を、深く感謝申し上げたいと思います。

宗教的寛容・問題群の構造

芦名 定道

「宗教的寛容」(Religious tolerance) は、様々な角度からの分析を必要とする複合的かつ錯綜した問題である。とくに問題となるのは、西欧近代で成立した基本的人権としての「信教の自由」との関わりにおける「宗教的寛容」 Acts of Toleranceは、「寛容令」とも、「信教自由令」とも訳しうる。と、時代や伝統を超えて問題となる宗教的「寛容」 キリスト教思想の範囲でも「寛容論」は古代に遡る。との区別あるいは相互関係をいかに明確化し、議論を行うかである。ここでは、こうした問題状況が包括する問題群を以下のように整理し、現代において宗教的寛容を論じる手掛かりとしたい。

(1) 歴史的問題群(とくにキリスト教史・キリスト教思想史において)

1. キリスト教における「寛容」一般についての歴史的考察

ローマ帝国国教化後の異教への「寛容」、異端問題に関わるアウグスティヌスの一連の議論など、キリスト教の歴史においては、「寛容」という問題連関において論じるべき問題は多く存在しており、こうした中で、キリスト教的な「寛容」とでも言うべき事柄を十分な内実を伴った仕方に取り出すことができるかは、大きな研究テーマとなる。

2. 西欧近代における「信教の自由」との関わりにおける「宗教的寛容」の歴史的考察

おそらく、キリスト教の歴史において、宗教的寛容を問う場合、その中心問題は、近代的な信教の自由に関連した寛容の問題であろう。これは、漠然とした寛容ではなく、一定の法的な内容を伴い概念化可能な寛容であり、この寛容概念の明確化こそが、関連する問題群を議論するた

めの基礎になるものと思われる。しかし、この近代西欧における宗教的寛容を十分な仕方では論じるには、少なくとも以下の諸領域、諸観点に留意しなければならない。

・国家あるいは地域の多様性

西欧近代の宗教的寛容は数百年の時間と様々な地域のコンテキストの中で徐々に形成されたものであり、こうした事情を捨象した一般化は宗教的寛容を理解する妨げになるであろう。とくに、歴史的影響という点で重要になるのは、オランダ、イギリス（イングランド）、アメリカという相互に密接に関連した三つの地域と思われる。これらの地域で、信教の自由の範囲が、いかにしだいに拡張され、現在の形態にいたったかについては、その歴史的プロセスを精密に分析することが求められる。

・教派の多様性

西欧近代において、宗教的寛容が問題化する直接の背景に存在したのが、宗教改革と宗教戦争がもたらした教派的多元性の状況と、そこに近代的な市民社会の秩序を構築するという政治的課題であったことはよく知られた事柄である。とくに、この問題がきわだったものとなったのは、国教と非国教の間においてである。というのも、ここにおいて国家的秩序が明確に問われることになるからである。また、国教的システムの存在しない場合における諸教派間の相互関係をいかに捉えるのか、とくに、アメリカの場合にしばしば指摘される「市民宗教」をどのように扱うかは、大きな問題となるであろう。

・時代における相違と連関

同じ地域、同じ教派であっても、宗教的寛容の歴史の実態には変化が見られるのは当然であって、それを単純化して、たとえば、「イングランド国教会は……だ」などと述べることには慎重でなければならない。これは、宗教的寛容の議論で有名なロックという個人に関しても言えることであり、あるいは17世紀の教派的多元性下における宗教的寛容と20世紀の宗教的多元性下における宗教的寛容を論じる場合にも当てはまることである。

・個人の思想家を焦点とした歴史研究

宗教的寛容論においても、ある一定の時代における議論をリードした中心的思想家が存在し、宗教的寛容についての歴史研究として、こうし

た個人の思想家に焦点を合わせた研究は可能であり、また有益である。おそらく、ジョン・ロックはこうした人物の代表者の一人である。

(2) 思想レベルにおける問題群 (哲学、神学、法学・政治学など)

西欧近代において一定の法的社会的システムとして成立した「宗教的寛容」については、その論理的根拠や整合性、あるいは法的政治的な有効性や妥当性を理論的に論じる必要がある。たとえば、西洋近代の信教の自由や政教分離が、果たして宗教的多元性を前提とした社会システムの中で、真に有効に機能できるのか、あるいは、こうした議論で前提となる「公」と「私」の区別がいかなる意味で用いられるのか(また用いられ得るのか)など理論的に解明すべき問題は決して少なくない。キリスト教神学との関連でも、信教の自由は聖書思想(これ自体も多様であるが)とどのように関連づけることができるのか、宗教的寛容はキリスト教の宣教論と果たして整合するのか、そもそも真に寛容であるとはキリスト教的に言っていかなるものなのかなど、体系的な議論を要する問題が数多く存在している。

(3) 社会学的問題群

1. 宗教的寛容の実態調査

果たして、現代のキリスト教が宗教的寛容という観点から見て、いかに評価できるのかについては、印象的直観的な議論を超えて、明確な実証的データの裏付けにおける議論を行う必要がある。宗教的寛容だけでなく、世俗化や土着化などについても、実証的裏付けのない議論が多くの混乱を生む事例は少なくない。おそらく、実態調査はいかなる方法論においてなされるべきか、という基本的レベルからの議論が必要のように思われる。

2. 今動きつつある「寛容」の動向を捉えるという問題

宗教的寛容が、西欧近代の歴史的な文脈を超えて、より一般的な仕方での問題となるという点については、先に指摘した通りであるが、実際、「寛容」には今様々なコンテクストにおいて生成しつつあるという側面がある。とくに、現代の多元的世界における「寛容」については、宗教的寛容あるいは寛容一般についての固定的な概念枠を前提にした研究で

は十分に理解できない、あるいは問題を歪曲してしまう、といった危険がある。この場合、寛容概念自体の生成過程を論じることが必要であり、これには社会学的考察が不可欠になる。

3.(2)の思想レベルの議論に関わる問題

(2)で指摘した、「公/私」の枠組みや公共性をめぐっては、社会システムに関わる一般的理論構築が必要になり、これは社会学の理論的問題領域に属すると思われる。

(4)寛容概念の拡張と比較(比較宗教学を視野に入れて)

1. 拡張

(1)で明らかにされた「宗教的寛容」概念は、(2)(3)の議論を経ることによって、その有効性や限界が顕わとなり、現代の多元的世界により妥当する仕方で改訂し、拡張することが必要になるであろう。その際に、この作業をキリスト教的視点から行おうとするならば、次の二つのファクターを念頭に置くことが求められる。一つは、現代の流動的に動きつつある多元的世界の動向を視野に入れることであり、それには次に述べる「比較」が大切になる。そしてもう一つは、キリスト教についての理解を深める作業である。「キリスト教とは何か」について特定の伝統的な立場からなされた既存の答えを超えて、この問いに正面から向き合うことなしには、伝統的な「宗教的寛容」の限界をキリスト教的に超えることなど不可能であろう。

2. 比較

自らの伝統を批判的に反省するには、他の多様な立場との対話を様々なレベルで行う必要がある。西欧近代の宗教的寛容システムを問い直す場合に留意すべきは、宗教的多元性下における宗教的「寛容」についての、西欧近代のそれとは別のシステムの存在に注目することである。具体的には、この点で、イスラームにおける宗教的寛容、とくに、オスマン帝国のミレット制における多民族共存については、包括的な比較研究が重要と思われる。

今後の活動

第5回研究会

【日時】9月20日（土）1時30分より

【場所】京都大学文学部新館5階社会学共同研究室

【報告1】

報告者：野中 亮（大阪樟蔭女子大学人間科学部専任講師）

題 目：不気味さの論理 新宗教と地域社会

【報告2】

報告者：松浦雄介（熊本大学文学部専任講師）

題 目：寛容と無関心のあいだ 村上春樹をめぐる

国際シンポジウム「宗教間対話と平和思想の構築 現状と課題」

【日時】10月25日（土）午後2時より

【会場】京都大学文学部新館

【パネラー】

氣多雅子氏（京都大学宗教学教授）

金 文吉氏（釜山外国語大学教授）

許 油 氏（大韓仏教研究所所長）

【コメンテーター】

落合恵美子氏（京都大学社会学助教授）

他一名未定

【司会・コーディネーター】

芦名定道氏（京都大学キリスト教学助教授）

【テーマ】

1990年代以降、世界における紛争は、宗教や民族を背景にして発生し、宗教はしばしば衝突の主要な原因の一つとして挙げられている。もし、本来宗教が平和を目指し、紛争の解決を目指すものであるとするならば、それぞれの宗教が自らの伝統から未来の世代のためにいかなる平和思想を構築するかは、宗教に課せられた責任と言える。また宗教間対話も、こうした平和の問題に対して積極的な寄与を行いうるものでないとするならば、その意義はどこにあるのか疑わしいということにならざるを得ない。本シンポジウムでは、こうした問題意識に

立って、宗教が平和思想の構築に対して何を語りうるのか、何をなし得るのかについて、それぞれのフィールドから発言を行い、討論を深めることを目指している。本シンポジウムの討論は、次のような観点を含むことになる。

(1) 東アジアという視点

日本と韓国の具体的な事例や状況に即した議論が期待される。

(2) 「宗教的多元性と寛容」という観点

政治的政策的な視点から現実主義的に平和を論じると言うよりも、むしろ数十年という時間の中で、宗教が平和思想の構築に対していかなる貢献をなし得るのか、という問題を扱う。日韓のキリスト教あるいは仏教が、それぞれの伝統や思想より、積極的な平和思想をいかに展開できるのかについては、たとえば、日本のキリスト教の場合は、無教会とその周辺における非戦論・平和思想の伝統(内村鑑三、矢内原忠雄、南原繁、飯沼二郎、宮田光雄)の思想的意義を取りあげることができるであろう。

(3) 平和思想と宗教間対話との関わりという観点

本シンポジウムでは、提題者がそれぞれのフィールドから平和思想の構築可能性を論じるだけでなく、それを宗教間対話の中にどのように生かしてゆくのかについての展望を論じていただきたい。平和とは、一つの伝統やフィールドだけで論じうる問題ではなく、まさに宗教間対話において論じるべきテーマと思われる。また、こうした具体的な論点に踏み込むことは、宗教間対話が意味あるものとなるためにも必要であろう。